平成２８年（フ）第２１３号
埼玉県ふじみ野市大井中央３丁目13番15号、前住所埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡４丁目18番１－505号
債務者　新田　政広
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２６３号
埼玉県入間市大字下藤沢978番地５　フレグランスＢ101
債務者　佐々木英幹
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２６４号
埼玉県入間市大字下藤沢978番地５　フレグランスＢ101
債務者　佐々木亜由美
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１４７号
相模原市中央区共和３丁目10番15号　レモンホーム共和103
債務者　又重　秀久
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１７４号
相模原市中央区下九沢727番地　県公社団地８－833
債務者　古川　克美
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１７９号
相模原市緑区相原３丁目１番20号　ハイツナカ103
債務者　柏葉　純子（旧姓井口）
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１８０号
相模原市南区東林間８丁目22番６号　コーポマルミ102
債務者　友杉　光一
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１８３号
神奈川県座間市相模が丘２丁目29番２－805号　グレイスメゾン城所
債務者　菅原　淳也
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第８０号
岡山県倉敷市北畝２丁目14番８号　サニーパレス101号
債務者　福圍　容子（旧姓鈴江）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第８４号
岡山県倉敷市連島町西之浦655番地８
債務者　松野　浩司
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第７６５号
札幌市北区新琴似１条２丁目７番12号　ＭＳレジデンス－５号
債務者　羽根田　渉
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２２号
札幌市西区琴似３条５丁目３番50号　ハイム・ＲＦ35－101号
債務者　佐々木ひとみ
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３０号
札幌市南区澄川２条４丁目８番８－102号
債務者　田中　正樹
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３１号
札幌市南区澄川２条４丁目８番８－102号
債務者　田中　晴愛
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５号
青森県十和田市東二十三番町５－31　今泉荘、住民票上の住所青森県十和田市一本木沢２丁目１番43号
債務者　西野美穂子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第１０８号
盛岡市岩清水４番１号
債務者　大澤　明子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２８３号
さいたま市緑区大字中尾3128番地　アムールＢ202
債務者　長門みどり
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係